

## 小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	平成28年度第2回小田原市下水道運営審議会	
日時	平成29年1月17日（火）午後2時00分～午後3時30分	
場所	市役所4階 議会第3委員会室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 下水道使用料減免制度の見直しについて (2) その他 3 閉会	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 神奈川県内（小田原市と同規模）での下水道使用料減免状況</li> <li>・資料2 生活保護受給者に対する減免等状況一覧</li> <li>・資料3 他市（神奈川県内除く）での生活保護受給者に対する下水道使用料減免状況一覧</li> </ul>	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、上村委員、川瀬委員、丸山委員、 畠山委員、早瀬委員、望月委員、三枝委員、川原委員
	事務局 (市)	部長、副部長、下水道総務課長、下水道総務課副課長、業 務係長、業務係主査
傍聴者	0人	

事務局

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成28年度第2回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。

本日の会議の進行を務めさせていただきます、事務局の下水道総務課長の清水です。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、お手元の審議会次第により進めさせていただきます。

始めに、本日の資料確認をさせていただきます。

まず、本日の次第と座席表です。次に、お手元の「審議会配布資料一覧」のとおりですが、漏れのある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

次に、卓上に配布させていただきました前回の議事録についてご報告させていただきます。お手元にあるものは、先日、皆様にご確認いただいた後の決定稿です。これにつきましては、市役所4階にあります行政情報センターに備え置くとともに、市ホームページに掲載いたしますことをご報告申し上げます。

なお、本日の出席者は、審議会委員12名中9名で、審議会の開催に必要な定足数である過半数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

ただいまから、平成28年度第2回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。

まず、前回の審議会同様、審議会は原則公開ですので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。

事務局、いかがですか。

事務局

本日の下水道運営審議会についての傍聴希望者はおりませんでした。

## 次第2「議題」

会長

それでは、議題(1)「下水道使用料減免制度の見直しについて」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、下水道使用料減免制度の見直しについてご説明申し上げますので、お手元に配布してあります審議会資料の1をご覧ください。

はじめに、前回、三枝委員からご要望がありました、県内他市で小田原市と同規模程度の市における下水道使用料の減免状況について、ご説明いたします。

表の左側から順に、市名、下水道人口普及率、人口規模として人口、世帯数、生活保護費受給世帯数、受給世帯の割合を示しております。次に、財政規模として、平成28年度の一般会計・特別会計・企業会計を含めました予算総額、下水道事業の予算額、予算総額に下水道事業が占

める割合を示しております。次に、平成27年度の下水道使用料の収入額を示しております。

表の右側ですが、主な減免の内容を記載してあります。本市では、生活保護受給者等と市長が認めた場合の特例しか規定しておりませんが、他市では、災害にあった被災者や障がいのある方への減免などがあります。

なお、資料の左下に記載しておりますが、県内19市の内、生活保護費受給者の減免を行っている市は小田原市を含め10市、減免を行っていない市は9市で、直近では、海老名市及び綾瀬市が平成27年4月から廃止しております。

次に、審議会資料の2をご覧ください。これも前回の審議会で、三枝委員からご要望がありました、下水道使用料以外の生活保護受給者に対する減免等の状況についての資料です。

まず、上段の表をご覧ください。こちらは、市のサービスにおける減免等措置ですが、水道料金（小田原市水道）から市営住宅まで、14項目のうち、8の項目について免除規定があり、これら以外の6項目につきましては、生活保護費により支給がされております。

また、表にはありませんが、小田原市民会館や小田原アリーナなどの小田原市の公共施設15施設の施設使用料を調べた結果、久野霊園の年間霊園管理料のみが、生活保護費受給者の減免措置がありました。

下段の表をご覧ください。こちらは、公共料金における減免等措置ですが、水道料金（神奈川県営水道）から旅客運賃までの6項目のうち、旅客運賃が一部減免の対象となっております。特に、この審議会でご検討いただいております下水道使用料と同様の光熱水費の対象となります電気やガス代などにつきましては、減免制度は設けておりません。

次に、第1回審議会終了後に、畠山委員から質問票が送付されましたので、ここでそのご質問につきまして回答いたします。ご質問は、3つありました。

まず1つ目といたしまして、「水道料金については、減免の規定があるのか。」とのご質問でありました。これにつきましては、先ほどご説明いたしました資料2をご覧ください。1. 市のサービスにおける減免等措置のうち、NO.1の水道料金（小田原市水道）の欄に記載してありますが、減免規定はありません。

次に2つ目といたしまして、「生活保護受給世帯の数の加速度的な増加に苦慮し、重複支給の考え方が浮上したのではないかと推察する。小田原市では、いつ、どのような理由で減免制度が開始されたのか知りたい。」とのご質問でありました。本市における生活保護受給者に対する減免制度につきましては、昭和59年10月に、下水道使用料が初めて改定されたことに併せ、減免制度も開始されました。それ以前の下水道使用料につきましては、上水道料金の40%でしたが、この時から、現在の形式の基本料金と使用した水量帯ごとに単価が上がる、累進使用

料制を採用し、平均改定率で、23.5%の値上げとなりました。当時の小田原市下水道運営審議会からの答申書に、「この改定が、当面使用者の急激な負担増とならないよう配慮されたい。」とのご意見に対応したものと推測しております。

次に、3つ目といたしまして、「減免制度の有無を全国レベルで知りたい。」とのご質問でした。これにつきましては、審議会資料の3をご覧ください。

当資料に記載した市につきましては、施行時に特例市といたしました。特例市の制度は平成27年に廃止になりましたが、平成12年に法定人口が20万人以上あったことから、当市と同等レベルの市として調査いたしました。中核市への移行などにより、現在の施行時特例市は37市ですが、神奈川県内5市を除く32市の状況を示させていただきました。

青森県八戸市から佐賀県佐賀市まで32市中、生活保護費受給者への下水道使用料の減免のある市は9市のみでした。

説明は以上です。

会長

説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質疑等ありますか。

委員

まずは前回お願いをした点を整理していただきありがとうございます。使用料減免については資料1、2を拝見すると、小規模の市や政令市で対応が分かれるなど、各市町の独自の判断をされているようだ。全国レベルで見ても同様な判断と理解しました。資料2でも下水道に引き続き電気、ガス、水道というような公共料金は、生活保護に含まれるので減免がないということも確認しました。今、話の中で各自自治体の生活保護の減免について海老名市や綾瀬市では、平成27年4月で生活保護受給者への減免を廃止したようだが、他の市でも小田原市と同様に廃止の意向を持っているとか、検討しようといったような市が分かれば教えてください。

事務局

電話等で神奈川県内を調べましたが、その中では特にありませんでした。

事務局

今の補足ですが、資料にはありませんが、町を調べましたところ、生活保護費の中に下水道使用料が含まれていること自体知らないという町もあって、そういうことならこれから検討してみたいと言った町の担当もいたことを補足として付け加えさせていただきます。

会長

他にありますか。

委員 私の後から質問させていただいた2番目になりますが、どのような理由で減免の制度が開始されたかを知りたいという質問をさせていただきました。今の回答では、昭和59年10月の下水道使用料の改定で20何パーセント価格が上がってしまう。それに配慮して制度が初めて実施されたということになります。減免制度そのものは小田原市の下水道条例の第16条及び下水道条例施行規則の第16条にもあるように、何かあった場合は、特別に事情があると認められる者は免除するという規定自体が、昭和20何年の段階で作られていた。そのような理解でよろしいですか。減免制度はあるが、下水道料金の改定に伴って、初めて実際に行動に移したのが昭和59年の流れと把握してよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委員 その前は、減免制度はなかったのですか。

事務局 以前から減免の規定はあったが、具体的な対象を付け加えたというのが、昭和59年からです。

委員 制度はあったが適用がなかったと理解して良いですか。

事務局 そのとおりです。

会長 確認ですが、その減免制度は特定の規定はなく、ただし特例が認められるものだけということで、特に生活保護を指していたものではないということですか。例えば、ここに出ている、災害、障がい者に対する減免制度と同列の扱いになっていて、それを市長が特例として認めるか、認めないかという判断だけのことですか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にいかがですか。

委員 昭和59年に下水道の料金が上がったので、減免の制度を適用したということですが、その時点で何年間とかそういうふうなことは決めていなかったのですか。

事務局 資料が昭和59年で古く、調べたのですがその中ではそういう記述等は確認できませんでした。

委員 そのままずっと来てしまったということですか。

事務局	そのとおりです。
会長	他にいかがですか。
会長	確認ですが、生活保護の算定基準、積み上げて支給額を決めていくものと思いますが、その考え方は各市で同じですか。この考え方は国の方針で決まっているのですか。
事務局	生活保護は国の制度で、全国市町村とも同じ考え方でやっています。ただ支給金額は、それぞれの級地区分というものがあって、県内では横浜市などが高い。それぞれの市町村の置かれた状況で支給される金額の多い少ないはあります。考え方としては国が基準を考えているものなので、全国市町村同じです。
会長	他にいかがですか。
委員	一点だけ、法律の条文なので確認させていただきます。本来的には条例第16条で、「特別の理由があると認めるときは」という規定があるため、これに基づいて条例施行規則第16条第1項第1号「生活保護法の規程による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者は、免除する」となっています。多分、具体的には生活保護法で生活扶助を受けている者になるだろうと思いますが、「これに準ずる特別の事情があると認められる者」はいないという理解でよろしいですか。
事務局	現状では該当者はありません。
委員	ということは、規則第16条第1項第1号「生活扶助を受けている者」という項を今回廃止する。そういう理解でよろしいですか。
事務局	そのとおりです。そうすると「これに準ずる特別の事情があると認められる者」というものが残ってしまいましたが、「特別の事情があると認められる者」というのは先ほど望月委員がおっしゃったように、生活扶助を受けている方に準ずるという形になるので、今のところ、中国残留邦人等の関係で、これは生活保護法の適用はしないのですが、法律で生活保護法の適用に準じなさい、ということで基本的に同じ生活扶助等を受けている方と同じ扶助を受けているということがあります。あと外国籍の方は生活保護法の規定は適用されません。あくまでも日本国籍の人です。ただ外国籍の方でも国から通知があり、先程の中国残留邦人等と同じ生活保護法の適用を準じて取り扱いなさいとなっているので、これらが免除に相当することとなるので、生活保護ではないのですが、「特

別の事情が認められる者」に該当すると考えています。したがって上段の生活保護法の規定による扶助を受けているものを廃止するとなると基本的には「これに準ずる」というところも一緒になると考えています。あと、生活保護を受けていなくて、何らかの特別な事情がある方もいると思いますが、それは基本的には下の（２）「その他市長が特別の理由があると認めるとき」で、ケースバイケースで相談を受けながら判断していきたいと考えています。

委員                   なぜそのようなことを聞いたかという、資料10の1の方の下水道条例の方はそのまま、施行規則の条文のところの改正を行うという理解でよろしいですか。ということは施行規則の書き換えということになる。

事務局                そのとおりです。

委員                    ということは、下水道条例はそのまま残るということですか。

事務局                条文はそのまま残ります。

会長                    ということは、施行規則の改定ですから、仮に廃止することになっても議会の承認はいらぬことになります。

事務局                条例の改正は議会の議決、承認は要りますが、規則の改正は議会の議決の必要はありません。ただ基本的に何もしないという訳ではなくて、議会の方には今回の審議会の内容については報告という形でさせていただく予定です。

会長                    他にいかがですか。

会長                    資料1を見ると、鎌倉市や平塚市は細かく網をかけて、かなり減免措置を広くしているようです。他都市ではそういう動きはないようですが。鎌倉、平塚には特別な何かがあるのですか。

事務局                特段聞いていません。

会長                    平塚市のその他の対象のところ、中高層料金というものがあるが、これはどういうものなのですか。

事務局                調べておきます。

会長                    住んでいる所が中高層だと料金が違うということなのか。ちょっと耳にしない言葉です。本論と関係ないので分からなければ構いません。

委員 全国的に見ると生活保護受給者に対する減免を実施している市は少ないようですが、神奈川県内では多いようです。何か理由はあるのですか。資料1の場合の神奈川県で特例制を設けていない市は少ないが、全国的に見ると多いという状況が見られます。

事務局 電話調査等で調べた段階だけなので理由等までは聞いていませんので、理由は分かりません。

会長 丸がついているのは、比較的財政の豊かそうな市が多い。神奈川県でも鎌倉などは、財政が豊かなのではないですか。

事務局 先ほどの補足ですが、電話で聞いた施行特例市の中では、生活保護費の中に、光熱費の中に下水道使用料が入っているということで、近年止めたという市が何市かありました。

委員 一つの事例として、この市は裕福だから市長が「減免しなくてもいいですよ」という形でやっている市があるのか聞きたかった。

会長 神奈川県の鎌倉市は世帯の割合も1パーセントしかないが、小田原市は3パーセント近く、3分の1です。出してもそれほど財政に影響がない。こういう不公平感が知れ渡った時、問題にならないですか。

事務局 不公平感というか。

会長 市によって扱いが違うのは不公平なのではないか。

事務局 これは市の施策として減免をやる、やらないの問題です。市町村で足並みを揃えようとか、そういった動きは聞いておりません。市町村の判断と考えています。

会長 少なくとも国からこうしなさいという指導はないということですか。

事務局 国から一切、指導はありません。

委員 神奈川県の中でも生活保護の世帯受給額は横浜市が一番高い。横浜市と小田原市を較べると、横浜市の方が高い。今は全国一律になっているのが普通だという考え方を我々は持っている。説明されて「裕福な市は免除されていますよ」と「裕福じゃない市は免除されません」これではまずいと思ったので、わかったら教えていただきたいかった。

事務局

生活保護減免だけ見ると、各市で違いはあるが、これは一つの視点で、もう一つは扶助費というものがある。これは生活保護の受給者に対する生活保護費も扶助費、たとえば1人親家庭に対する支援も扶助費、あと就学援助費と言いまして、生活保護ではないが生活保護に準ずる方に、たとえば入学準備金とか、そういったものも扶助費という形で支給しておりまして、そういったところを見ると、平成28年度の予算で私が独自に調べたものがあり、小田原市は扶助費が1人平均年8万9千円ほど支出しており、調べた12市中では4番目になる。全体的な扶助費、いわゆる経済的な支援というものは、小田原市についてはそれほど劣っているとは考えておりません。1位の座間市が10万円、12位の茅ヶ崎市が6万9千円であり、どこに福祉の施策として重点を置くかということも、一つの大きなポイントだと思います。

会長

こういう問題の公平性は難しい。水道料金みたいに市によってかかっている費用が違うケースはある程度差が出るのはやむを得ないと思う。生活保護費の算定で実際の光熱費に差がある、そういう意味では良い。

委員

水道は使っているから目に見える。下水道は見えない。「生活保護の家庭が、なぜ今まで払っていなかったものを払うようになるのか」という疑問が出てくる。上水道は当然払わなくてはならない。電気を使えばお金を払わなければならない。これはわかるが、下水道というのは目に見えない。

委員

目に見えないというのはあるが、自分が引き入れて使ったものが下水になる訳だから、見えないだけのことです。そういう考え方をすれば、こっちは減免、上水道に減免制度がないのに、どうしてこっちだけあるの、という方が問題に感じました。それは整合性の観点から言ったら問題があるということではないのですか。

事務局

色々と整合性はとっていかなければならない。我々の下水道事業を行っている者が周知ということがなかなかうまくできていないという現実があります。市民や次世代を担うこれから下水道使用料を払っていただく方についても、今後、周知をしっかりとしていかななくてはならない。

今回、廃止ということになれば、副会長が懸念しているとおりに、そういったことを含めて理解を深めて減免廃止という形、二重に払っているというのが大きな所だが、副会長が言ったとおりに、見えないという部分の方もいると思うので、その辺を含めた周知を今後検討させていただければと思っています。

会長

他都市の状況もわかってきた。生活扶助費の中に下水道料金、公共料金ですね、そういうものが含まれているということも良くわかった。私

の方から一つ話をさせていただくと、下水道料金の減免制度、特に法的に義務付けられたものではない。各自治体が福祉をどう考えるかということの中から生まれて実施されているものだと思います。そういう意味で生活保護受給者をはじめ、災害弱者や障がい者など、減免対象者の幅も広く、各市で違いがあるというのもおわかりいただいたと思いますが、主に福祉的な観点から減免が行われているという理解でよろしいと思う。この度の審議会では前回、事務局の説明から、あるいは諮問書に記載されているように、下水道使用料は生活保護費の中に含まれているのだと。重複支給となるから下水道使用料を負担していただいている方の公平感から今まで減免してきた制度について見直しをして、適正な下水道の使用料を賦課していきたいとこの審議会でも検討している訳ですが、そこで論点として下水道の使用料は生活保護費として支給されているものだから、その中からお支払いいただくことが下水道事業者、あるいは下水道事業経営の観点から適正な取扱であるという考え方があるというのが一つ。一方、福祉的な観点からたとえ重複支給であってもこのまま続けていくべきだという意見もあると思う。

審議会の委員の皆様にも様々な考え方があるかと思いますが、最終的には今、私が申し上げたように考え方が二つ、生活扶助費に含まれているのだから貰うべきだという考え方、あるいは、そうは言っても重複されてもいいから福祉的な観点から今までの制度を続けていくべきだと、このどちらかに分かれるかと思う。事務局の最初の説明だと次の審議会でも答申案について検討しようということになっていると聞いています。そこで今日の審議会ですが諮問書に対する審議会の方向性を明確にしておく必要があると感じています。こうした観点から議論を続けていきたいと思うが、その議論を経て最後に各委員の考えを伺い、次回の諮問書のまとめに入らせていただきたいと考えている。実質的な審議は今日で終わりになると思うので、各委員お1人ずつご意見を表していただきまとめにしたいと思いますが、望月委員から順に考え方を話していただければと思います。

委員

市長からいただいた諮問の内容に沿う形で、私はよろしいと考えます。理由は今会長が整理してくださったとおり。本来、生活保護として生活扶助費が支給されているので、そこから基本的には下水道料金を、その中で支給されているものから使用量、どれだけ使ったかというものに準じて下水道料金を支払っていただくというのが本来の筋だと思う。

従って答申としては、すでに生活扶助費として支給されているので、それから支払っていただくという方向性で答申をまとめることで良いと考えます。一点だけ加えると、生活保護と常に議論になるのは、年金生活者との対比の問題です。生活保護を受けないで年金の範囲内で生活されている方は当然、下水道使用料を支払っている。それでもある程度公助していく必要がある、これは個人的な価値観の問題でそういう考え

方もあるので、この内容で答申をまとめていきたい。

委員

もともとは下水道料金、昭和59年10月の改定以前は、生活保護受給者もお支払いいただいていたという事であれば、以前に戻ったという形で良いと思う。当然、生活保護の扶助費に下水道料金の分も含まれているので、これは当然そういう考えで良いと思う。

会長

そもそも減免制度が特例的な扱いだったので、それが長く続いてしまったので恒例的なものになったが、特例的な扱いだから廃止する方がいだろうということに理解してよろしいですか。

委員

負担の公平性、平等性は非常に難しいことなのだが、そういったものの原点に帰って、色々国の見解も出され、他市の状況も調べていただいて、総合的に勘案すると、減免廃止という方向がより広く市民の理解を得られるのではないかなと思う。結論を申し上げると廃止で良いと考えます。ただし、こういった制度、施策等を変更していく時は、前回もそうであったが変える時は激変を緩和しなければいけないと思う。たとえば十分に周知対策を図るとか色々な措置とる必要がある。

もう一点、先程年金の方という話があったが、色々調べていただいた中で私が気になったのは、災害というキーワード。行政に携わる立場として、地震、風水害等に被災された方々の配慮ということであれば、福祉的な観点とは別に弱者救済的な意味の減免を検討する余地があるのではないかな。

会長

ありがとうございます。基本的に公平性の観点から減免制度は廃止していいだろう。ただ他都市にあった、災害、小田原にいらっしゃるかわからないが、東日本大震災で、福島原発で被災されて小田原に仮住まいをされている方、こういう方が対象になるのかなと思う。

委員

細かい情報は持っていないが、たとえば大雨で床上浸水をされた方が、生計を立て直すために、一ヶ月なり、二ヶ月なり免除になるとか、火災を受けて全焼した方に適用するなど色々な考え方があると聞いているので、そういった面で被災者への配慮は必要と思う。

会長

皆様のご意見をいただいた後、もう少し議論したい。

委員

私も会長がおっしゃるとおり、公平性のため減免措置を廃止することは妥当と思います。ただし、通常の値上げとは違い、対象者の金額というのは、2ヶ月で2、3千円になると思う。一気に上がると思うので、理解をしていただくように福祉部門と連携して対応していただきたい。

会長 確かに今まで払っていなかったものを払うとなると、月にしていただいたのくらいになるのか、2ヶ月で3千円、4千円くらいになりますか。

事務局 だいたい4千円くらいと思います。

会長 周知を図ることが大事だと思います。

委員 先程、整合性の観点からと申し上げましたが、整合性を考える中で、資料2を見ますと、水道料金が生活扶助費から支給されているので減免がないということでした。同様に生活扶助ではありませんが、5番目の教育扶助費から支給されているから減免はないという考え方とか、8番目の介護扶助費から支給されているから減免はないという考え方、それから14番目の市営住宅費についても住宅扶助費から支給されているので減免はないというふうに、市のサービスにおける減免措置は下水道を除いては、整合性が取れているので、下水道だけ特例的に残しておくことは問題ではないかと考えました。ですから、私も皆さんと同じように公平性の観点から減免措置を廃止する方向に賛成です。

会長 免除というのは確認しておきたいが、下水道事業にとって減収になるのですか。免除はするけれど市の一般会計から補填をしている都市もあるのではないですか。

事務局 そういう都市もあります。小田原市の場合は一般会計からその分をいただいているということはありません。

会長 そうすると廃止することによって、下水道事業としてその分の収入が増えると考えて良いのか。

事務局 減免分は一般会計から貰っているのではなく、下水道事業の中で補填をしている状況です。そのため収入が増えることになります。

会長 各都市、皆同じですか。例えば減免をしているが、減免相当額を繰り入れ一般会計から補填しているという都市もあるのではないですか。

事務局 そういうところもあります。たとえば横浜市、川崎市、茅ヶ崎市、秦野市、これは生活保護受給者に対する減免でやっていないところもありますが、調べた中では座間市もそうですね。一般会計から免除使用料相当分をいただいているので、下水道事業自体には影響がない、結果的に下水道使用料はちゃんといただいている市が今言った市です。

会長 下水道事業にとっては実質的にそういうところは廃止しているのと同

じことです。

委員

私も皆さんと同じような意見で、資料を見させていただいて、平等性を考える中で減免制度は必要ないのかなと思います。時期についてはしなければいけない時期があると思うのでその都度考えていけば良いと思いますし、今は確かにいらぬのかな。ただし制度を変えている段階で周知徹底、それをしないと市民のクレーム等発生すると思うので、制度改正をしたのであれば、そこはしっかり周知していただければ、納得性があれば問題がないと思うので減免廃止に賛成です。

会長

ありがとうございます。周知は非常に大事なことです。後程、付帯意見等検討しますが、その中に書き込むかどうか検討していきたい。

委員

私も皆さんと同じ意見で、公平な立場から、減免廃止に賛成です。周知は早めに行ってほしい。皆さんに承認していただくように。それが一番だと思います。

委員

先程事務局からの説明の中で小田原市の生活保護費が県の4番目だったと、認識が薄かった。私も減免廃止に賛成である。周知するためによほどうまくやらないと、今まで払っていないものを払わなくてはならなくなるので、その辺のところをうまくやっていただきたい。うまく説明して納得していただくのが先決。平等性を保つため賛成です。

会長

皆さんの意見を伺いましたが、基本的にこの制度については廃止して良いという意見であると思います。審議会としては減免措置を廃止することで異議はありませんか。

(異議なしの声起こる)

会長

今の皆さんから出てきた意見の中で、とりまとめに関して2点ほど検討しておきたい。一つは災害に対しての減免措置というものを検討する必要があるのではないかということである。今回、そういう検討を市の方に、市長に、被災者に対する減免措置をしてほしいという付帯意見をつけるかどうかです。その点について皆様の意見を伺いたい。三枝委員、もう少し詳しく提案理由を説明して欲しい。

委員

資料1を拝見させていただいて、生活保護以上に災害対策に、おそらく各市によって床上浸水された方とか、家屋を全焼された方とか、減免適用の程度というのは決められていると思うが、一時的に生活基盤を失った方への配慮、救済策というのは非常に大切な視点だという点で、かなりの数の市が災害を一つの項目として挙げている。小田原市では今の

ところ大きな災害はないのかもしれないが、万が一のことがあった場合、行政として弱者救済という意味でこういう視点が必要ではないかと考えます。

会長

確認しておきたいが、床上浸水が発生したとする。過去に事例があったかどうかはわからないが、一時的に水道の使用料がものすごくかかる。家を洗わなければならない。そういう場合の減免制度はあるのですか。それを考えておかないと下水道料金が同時に発生することになる。しかし使用した水は下水道施設に流れないことを認定しなければならない。その辺も確認しておきたい。

事務局

今のところそのような相談を受けたことがないが、考え方として床上浸水すると泥などを除去する必要があるが、その水は下水道に流れることはありません。

会長

今の制度だとそれを認定する必要があります。

事務局

その場合は認定という方法でできるかもしれない。それをやる場合は減免ということになると思う。今の制度の中では、市長が特別の理由があると認めるものという形をとる。これはケースバイケースです。

会長

消火栓の水がそうです。火災となった家の所有者が負担する訳ではないが、水は使うのでその分の料金は市に請求される場合がある。ここで結論を出す問題ではないが、確かに災害時、水道に限らず下水道も色々な問題が起きる。たとえば下水道が使えなくなるケースもある。そういう時にどうするかという問題もある。災害時の減免制度を検討すべきか。先程も申し上げたが、他都市から避難されてきた人はどうなのか。たとえば福島原発で帰宅困難地域に指定されている方が、一時的にこちらに来ていて方には減免等行うのか。

委員

そういう方達への生活の扶助的なものはあるのですか。

会長

家賃補助などはあると思います。

事務局

県が音頭をとってということが多い。期間限定というところもあるし、福祉の生活保護でもそういった状況であれば、一時的に生活保護を受けられる。特に福島原発の関係だと補償が入る。その補償でそれまで支給していた生活保護費を返していただくというケースも聞いたことがあり、様々な形がある。生活保護的な救済策はある中で、我々は下水道使用料というところであるが、他の市町村を聞くと様々であり、人災まで入れているところもある。今後検討する時は、そういう細かいところ

まで調べてやっていかなければならないと思っている。事務局の方で災害について資料1以外のことまで調べてあるが、県内19市のうち、災害に対して何らかの対応をしているのが16市である。できるかできないかは今後の課題であるが、今後検討ということであればそういう細かいところまで調べてやっていきたい。

会長 資料1を見ると平塚市は手厚く特例制度を設けている。災害だけではない。

委員 たとえば床上浸水や火災など保険に入っているものは、そちらの方から補償が出る。ケースバイケースだが、そういうものに入っていない人もいるので、その辺が難しい。

(早瀬委員入室)

会長 なかなか難しい。地震で被災し仮設住宅を建てる。仮設住宅に入っていれば多分、仮設住宅そのものが減免の対象になると思うが、あるいは市営住宅なら良いのだが、そうではなくて足りないから民間のアパートを借り上げて家賃補助を受けて、その時の下水道使用料はどうなっているのかということもあるので、なかなかどこで線を引くのが難しいところがあるのかもしれない。

中身はこれからご検討いただくわけだが、「災害に対する減免制度そのものをぜひ検討して下さい」ということを付帯意見として付け加えることでよろしいですか。

(異議なしの声起こる)

会長 もう一点は、皆さんから意見があった周知を徹底するという事です。それもできるだけ早い時期から。後でスケジュールの話が出るのかもしれませんが、具体的にはこれはいつ頃、改正を行う予定ですか。

事務局 仮の予定ですが、平成29年12月から改定を考えており、答申をいただいた後、周知期間とかそういうものをしっかり長い期間をもっていきたい。

会長 議会は通さず、報告だけで良いわけですから、市長に答申書を渡した時から出すことができるのか。

事務局 規則改正が終わった後、速やかに周知することになる。あと、ダイレクトメールも活用させていただいて、2回くらいはさせていただくことを考えている。ホームページや広報、窓口を含めて周知を行う予定。ま

た、議会に報告させていただいて、その後、関係各課に説明し周知を図っていくつもりである。具体的なことについては、次回の審議会で報告したい。

会長 半年は余裕があるということか。早瀬委員には申し訳なかったが、制度の廃止について皆さんのご意見を伺い、廃止でいいだろうということで審議会としてまとめました。一言ご意見があれば伺いたい。

委員 市の財政の問題なので、生活保護受給者全員が受けている恩恵ではないようなので、一般市民と同じように公平になるようにするべきと思う。

会長 制度の廃止について賛成と理解してよろしいですか。

委員 はい。

会長 それでは各委員の方からご意見をいただけてきましたが、審議会の方向性としては諮問書に記載されている通り生活保護受給者に対する下水道使用料の減免措置を廃止するという事で答申書をまとめさせていただきます。ただ、付帯意見として2点ほど、まだあれば次回の審議会で協議させていただくが、災害の制度を検討していただくことと、制度変更に伴う周知期間を十分設けて周知を徹底してくださいという2点を加えることで答申書をまとめていただきたいと思います。

それでは本審議会としては、生活保護受給者に対する減免措置を廃止するという方向で確認いたしました。ここで次回の審議会に向けて事務局をお願いをしておきます。今日、2名ほど出席をいただけなかった委員の方がいらっしゃるの、事務局の方で今日の審議の内容を伝えていただけて十分にご理解いただきたいと思いますことと、先程、副課長から話があったが、今後のスケジュールを話していただき、どう進めていくかということをお願いしたい。この2点についてお願いします。その他、事務局に対して要望等があればご発言をお願いしたい。

(特になし)

会長 よろしいですか。それでは議題の(1)下水道使用料減免制度の見直しについて終わらせていただきます。

## (2) その他

会長 それでは、議題(2)「その他」に移ります。委員の皆様から何かその他でご検討いただくような事はありますか。

(特になし)

会長

ご発言もありませんので、本日の議題をすべて終了といたします。お疲れ様でした。

それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局

会長及び委員の皆様、ご審議、お疲れ様でした。それでは、事務局から連絡事項があります。

事務局

それでは、最後に事務局から1点連絡事項があります。

次回の審議会の開催予定ですが、第1回審議会の資料6のとおり、2月上旬を予定しております。事務局案といたしましては、先日、皆様のご都合をお聞きし、出席率の高い日程の中から、2月10日の金曜日の午前中を考えております。会場につきましては、小田原市役所4階の第4委員会室です。委員の皆様には改めて書面にてご案内申し上げたいと考えております。出られないという方もおりましたが、再度調整の結果、出られるようになったら事務局の方へご連絡いただきたいと思います。

また、会長から指示のあったとおり、本日欠席された委員の方々には、至急会議の概要等を伝えさせていただきます。次回が最後になるので、なるべく答申案については、事前の送付で早めに送らせていただきます。欠席される方には、2月10日前に答申案を見ていただいてご意見を事務局で伺わせていただくので、その節にはご連絡させていただきますが、よろしく願いいたします。

事務局

会長及び委員の皆様、長らくのご審議、お疲れ様でした。

それでは、以上で第2回小田原市下水道運営審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。皆様お疲れ様でした。

